

No.	件名・内容	回答
1	<p>市営テニスコートの使用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日に上平公園テニスコートの使用ができないことが多く困っている。 ・市営テニスコートの事前予約を行っている団体の基準は何か。 ・平塚公園や市民体育館に全天候（人工芝）のコートを作れないか。 ・埼玉県立上尾高等学校のテニスコートを一般の市民に開放できないか。 <p>(受付No.) 27-2019 (受付日) 平成27年4月20日</p>	<p>上平公園のテニスコートは、全天候コート10面、クレールコート2面のテニス施設となっており、天候の影響を受けにくいことから大会等に利用したいと、多くの競技団体等から相談が寄せられております。そのため、市では事前に各競技団体等の方々と年間の利用調整会議を開き大会やジュニア教室等の日程を決めさせていただいております。市といたしましては、大会運営も大切ですが、より多くの市民の皆様に広く利用して頂きたいと考えており、以前より必ず毎月土・日・祝日を2日間以上個人のお客様に開放日としてご利用いただいております。</p> <p>市営テニスコートの事前予約の許可基準についてですが、競技団体等との調整会議を行い、事前予約を行っております。第1優先団体として、上尾市と（公財）上尾市地域振興公社、第2優先団体として、上尾市テニス協会、上尾市ソフトテニス連盟となっております。第2優先団体は、上尾市のテニスの普及、推進、大会運営等を行っており、公益性があることから、優先的に予約を行っております。</p> <p>このたび、全天候コートを平塚公園や市民体育館に設置するというご提案をいただきありがとうございます。しかしながら、現在のところ上平公園の老朽化したテニスコートの改修工事を順次行っているところですので、新たなテニスコートの設置は難しいものと考えております。また、クレールコートでのご利用を楽しんでいるお客様もいらっしゃいますので、現状施設でのご利用をお願いいたします。</p> <p>埼玉県立上尾高等学校のテニスコート開放のご提案につきましては、平成27年度分はすでに終了しているそうです。ご参考までに、埼玉県在住の方は毎年3月に申請を行い、学校と日程調整をしたうえで、空いている日は利用いただけるそうです。こちらの施設につきましては、上尾市の所管する施設ではございませんので、詳細は上尾高等学校に直接にお問合せいただけると幸いです。</p> <p>(担当) みどり公園課 (直通電話) 775-8129</p>
2	<p>上尾駅西口での路上喫煙について</p> <p>上尾駅西口の路上喫煙禁止区域内のタクシープールで、喫煙している運転手を見かける。路上喫煙禁止区域外の上尾中央総合病院付近で喫煙している人を見かける。病院を出入りする人が受動喫煙してしまうので、禁止区域を広げてほしい。</p> <p>(受付No.) 27-2030 (受付日) 平成27年5月7日</p>	<p>上尾駅西口のタクシープール内での喫煙につきましては、上尾市よりタクシー会社に、より一層の周知徹底を図ります。</p> <p>路上喫煙禁止区域の拡張につきましては、関係各機関で必要性に対する協議や、近隣地域への影響の調査など、さまざまな過程を経たうえで実施されるところでございます。まずは、上尾市課職員による現場の定期的な立ち寄り調査から開始いたします。</p> <p>なお、路上喫煙禁止区域外におきましても、上尾市路上喫煙の防止に関する条例により、路上喫煙の防止は努力義務とされておりますので、広報あげおや上尾市ホームページにおきまして、継続的な周知・啓発を行ってまいります。</p> <p>(担当) 生活環境課 (直通電話) 775-6940</p>

No.	件名・内容	回答
3	<p>上尾駅東口喫煙所について</p> <p>上尾駅東口喫煙場所の位置が不適切ではないか。人通りの少ない場所へ移動して欲しい。</p> <p>(受付No.) 27-2050 (受付日) 平成27年6月2日</p>	<p>上尾市では平成22年3月議会において「上尾市路上喫煙の防止に関する条例」が可決成立し、平成23年3月1日から条例を施行いたしました。条例の施行に先立ちまして、平成22年11月に、上尾駅及び北上尾駅の周辺に「路上喫煙禁止区域」を指定し、禁止区域内に駅東西口各1カ所ずつ（計4カ所）の指定喫煙所を設けました。当時この喫煙所の設置にあたって、二つの課題がありました。</p> <p>一つ目は喫煙所を設置すべきかどうかです。平成20年に行った市民アンケートにおいて、全体で74%が「喫煙所の設置をしても良い」と答えており、さらに、タバコを吸わない方だけを見ても72%が「設置をしても良い」との回答を得ました。</p> <p>近隣他自治体においても、喫煙所を設置したことによりポイ捨てが激減したこと等を勘案し、上尾市も喫煙場所を設置することに決めました。</p> <p>二つ目は設置場所をどこにするかということです。設置場所を決めるにあたり、①市の土地であること、②できるだけ人通りから外れていること、③ある程度わかりやすい場所であること、という厳しい条件の中で検討した結果、現在の場所に決めました。</p> <p>上尾駅東口喫煙所の移転につきましては、過去に幾つかの候補地を選定し、関係機関と協議、検討を行ったことがございますが、喫煙場所の変更までには至りませんでした。上尾市としましては、今後ご理解とご協力をいただきながら、快適な環境づくりに努めてまいりたいと考えております。</p> <p>(担当) 生活環境課 (直通電話) 775-6940</p>
4	<p>北上尾駅西口の喫煙所について</p> <p>北上尾駅西口の喫煙所について、朝の通勤時間は利用者が多く、煙が駅入り口や上尾高校まで流れてくるので、撤廃か完全個室化を希望する。</p> <p>(受付No.) 27-2054 (受付日) 平成27年6月3日</p>	<p>上尾市では平成22年3月議会において「上尾市路上喫煙の防止に関する条例」が可決成立し、平成23年3月1日から条例を施行いたしました。条例の施行に先立ちまして、平成22年11月に、上尾駅及び北上尾駅の周辺に「路上喫煙禁止区域」を指定し、禁止区域内に駅東西口各1カ所ずつ（計4カ所）の指定喫煙所を設けました。当時この喫煙所の設置にあたって、二つの課題がありました。</p> <p>一つ目は喫煙所を設置すべきかどうかです。平成20年に行った市民アンケートにおいて、全体で74%が「喫煙所の設置をしても良い」と答えており、さらに、タバコを吸わない方だけを見ても72%が「設置をしても良い」との回答を得ました。</p> <p>近隣他自治体においても、喫煙所を設置したことによりポイ捨てが激減したこと等を勘案し、上尾市も喫煙場所を設置することに決めました。</p> <p>二つ目は設置場所をどこにするかということです。設置場所を決めるにあたり、①市の土地であること、②できるだけ人通りから外れていること、③ある程度わかりやすい場所であること、という厳しい条件の中で検討した結果、現在の場所に決めました。</p> <p>喫煙所の完全個室化につきましては、設備増設にあたり、通行の安全面や景観面及び、財政面等の様々な課題があります。そのため、設置は難しい状況であることをご理解いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>(担当) 生活環境課 (直通電話) 775-6940</p>

No.	件名・内容	回答
5	<p>バス停でのマナーについて</p> <p>上尾駅東口バス停の割り込みの問題等を改善してほしい。</p> <p>(受付No.) 27-2141 (受付日) 平成27年9月9日</p>	<p>上尾駅東口バス停の状況改善につきましては、割り込みの件等について、張り紙による周知と委託バス会社への指導をさせていただきます。また、今後バス停が隣接している“けんちゃんバス”の運行会社とも調整をさせていただきます、現場の改善に努めてまいります。</p> <p>(担当) 交通防犯課 (直通電話) 775-5138</p>
6	<p>災害時の情報伝達方法について</p> <p>災害時の情報伝達方法はどのようになっているのか。</p> <p>(受付No.) 27-2154 (受付日) 平成27年9月24日</p>	<p>上尾市では、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ埼玉文字放送、上尾市メールマガジン、上尾市ホームページ、ツイッター、各種報道機関への情報提供による広報等を活用し、災害時の広報を行います。多くの方に適切に情報をお届けするため、今後も多様な情報伝達手段の整備を進めてまいります。</p> <p>また、被害が見込まれるような風水害の発生が予見される場合、埼玉県及び熊谷地方気象台と連絡を取り合い、上記の情報伝達手段を用いて、早めの避難勧告・避難指示等の発令を心掛けてまいりたいと考えております。</p> <p>(担当) 危機管理防災課 (直通電話) 775-5140</p>
7	<p>喫煙マナーについて</p> <p>北上尾駅周辺の喫煙マナーが悪い。小さな子供がいるので、煙や火のついたままの吸い殻など、大変危険であり、迷惑している。</p> <p>路上喫煙や歩きたばこを禁止してほしい。</p> <p>(受付No.) 27-2232 (受付日) 平成27年12月25日</p>	<p>上尾市では「上尾市路上喫煙の防止に関する条例」の規定に基づき、上尾駅及び北上尾駅の周辺に「路上喫煙禁止区域」を指定し、禁止区域内での路上喫煙に対し罰則を設けております。</p> <p>また、吸い殻のポイ捨て減少を目的として、禁止区域内に駅東西口各1カ所ずつ(計4カ所)の指定喫煙所を設けております。</p> <p>路上喫煙の防止啓発のため、これからも生活環境課職員による見回りを実施して参ります。</p> <p>禁止区域外につきましては、市内の道路、公園その他の公共の用に供する場所において喫煙しないよう努めなければならないと、条例により規定されています。</p> <p>(担当) 生活環境課 (直通電話) 775-6940</p>